

25桂監第17号の6
平成25年11月1日

桂川町長 井上利一様
(産業振興課)

桂川町監査委員 武井秀樹
桂川町監査委員 神崎はな子

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を次のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 監査の対象 | 産業振興課 |
| 2 監査の内容 | 主として平成25年度事務等全般の執行状況 |
| 3 監査の実施月日 | 10月25日・28日 |
| 4 監査の方法 | 提出された監査調書の内容を精査するとともに関係者の説明聴取にて実施 |
| 5 監査の結果 | 別紙のとおり |

なお、指摘事項については、11月22日迄に文書で回答してください。

定期監査 産業振興課（平成25年10月25日、28日）

《指摘事項》

○ ため池台帳等の整備について

昨年6月11日付けでため池及び井堰台帳の整備について指摘したところです。台帳そのものを作り変える作業がなされているようですが、肝心の台帳については、指摘から1年以上経過しているにもかかわらず、平成8年度以降の改修工事等の更新は全く行われていません。台帳の不備については過去の事務怠慢とされるところですが、時を置けば置くほどその整備が困難になることは明らかです。早急に台帳の整備を図られるよう再度指摘します。

《指導事項》

○ 法制手続きの不備について

以下のとおり、法制についての不備が見受けられました。早急に整備してください。

① 農業経営体育成資金利子補給金

規定自体が制定されていません。

② 桂川町農業振興事業補助金交付基準要綱

平成24年5月10日付でこの要綱の改正についての決裁が完了していますが、告示が行われていません。

《意見》

○ 法制手続きについて

以下の所感について、今後十分検討下さい。

桂川町住宅改修事業補助金交付要綱は、平成23年4月1日に一年間の有期限を定めた時限法として施行され、この後、平成24年度も新たに同様の要綱が制定されました。平成25年度からは、時限法に因らず恒久法とする方針とされましたが、その手続きは新規制定によらず、平成24年度制定の時限法である要綱を改正する方法が執られています。形式的には可能であると思われませんが、これまでの経緯に鑑み、新たに恒久法として新規制定する方が分かりやすく、望ましいのではないかと思慮するところです。